

青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領

(趣旨)

第1 この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定等について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示1412号。以下「基本方針」という。）及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和4年9月15日付け4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）並びに「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（令和5年3月。以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画の申請)

第2 法第19条第1又は法第21条第1項の規定により実施計画の認定を受けようとする農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者」という。）は、実施計画（別記様式1号）を作成し、その他必要な書類とともに申請書（別記様式2号）に添付して、農林漁業者の当該計画の実施区域を所管する農林水産事務所に提出することにより、同項の申請を行うものとする。

2 農林水産事務所長は、申請された実施計画において、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第2条5項に規定する流通合理化学業活動が含まれるとき又は特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第22条に規定する財産をいう。以下同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）に関する事項が記載されているとき若しくは法第21条第4項第1号イ及びロに掲げる事項（4ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、農林水産部長に進達する。この場合において、農林水産部長は、法第19条第6項又は法第21条第6項第1号、第3号若しくは第12号の規定により東北農政局長に協議し、その結果を農林水産事務所に通知する。

3 農林水産事務所長は、申請された実施計画において、法第21条第4項第1号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用に

供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)であつて、指定市町村の区域内にある土地に係るものが記載されているときは、法第21条第6項第2号の規定により当該指定市町村の長に協議するものとする。

- 4 農林水産事務所長は、申請された実施計画において、法第21条第4項第1号イ及びロに掲げる事項(指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。)が記載されているときは、法第21条第13項の規定により農業委員会の意見を聴くものとする。

(実施計画の認定)

第3 農林水産事務所長は、申請された実施計画について、法第21条第17項の規定によりあらかじめ関係市町村長に意見を聴くものとし、法、規則、基本指針及びガイドライン並びに県基本計画に即して審査を行い、認定することが適当と判断されるときは、当該実施計画を認定するものとする。なお、「関係市町村長」とは、当該計画の実施計画を含む市町村の長を指す。

- 2 農林水産事務所長は、実施計画を認定したときは、別記様式3号により当該申請者に通知するものとする。
- 3 農林水産事務所長は、実施計画を認定したときは、別記様式4号により関係市町村長に通知するものとする。なお、関係市町村と農林漁業者が居住する市町村が異なる場合は、両方の市町村長に通知するものとする。
- 4 農林水産事務所長は、申請された実施計画について認定することが適当ではないと判断したときは、別記様式5号により、認定をしない理由を記載の上、当該申請者に通知するものとする。

(実施計画の変更)

第4 認定を受けた農林漁業者が、法第20条第1項又は法第22条第1項の規定により当該認定に係る実施計画について変更をしようとするときは、規則第9条第2項又は規則第14条第2項の規定に基づき、変更後の実施計画を作成し、変更申請書(別記様式6号)に変更後の実施計画、変更前の実施計画の実施状況を記載した書面(別記様式7号)を添付した上で、農林漁業者の実施計画の実施区域を所管する農林水産事務所長に提出するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定に係る手続は、第3に準ずる。
- 3 認定を受けた農林漁業者が、法第20条第2項又は第22条第2項の規定により軽微な変更をしたときは、実施計画の軽微な変更に係る届出書(別記様式8号)を農林水産事務所長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第5 農林水産事務所長は、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定に基づき実施計

- 画の認定を取り消すときは、農林漁業者に別記様式9号により通知するものとする。
- 2 農林水産事務所長は、実施計画の認定を取り消したときは、関係市町村長に別記様式10号により通知するものとする。

(実施状況の報告)

- 第6 農林水産事務所長は、必要に応じ、認定を受けた農林漁業者に対して実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 報告を求められた農林漁業者は、実施状況報告書(別記様式11号)を作成し、農林水産事務所長に報告するものとする。

(書類の提出先)

- 第7 実施計画の認定等に係る書類の提出先は、別表のとおりとする。

(その他)

- 第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月28日から施行する。
- 2 この改正後の要領の施行日前において、地域県民局長に対して行った申請については、施行日以降において、当該行為に係る区域を所管する農林水産事務所の長に対して行った申請とみなす。

附 則

この改正は、令和7年11月21日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月14日から施行する。
- 2 この改正後の要領の施行日前において、農林水産事務所の長に対して行った申請については、施行日以降において、農林水産事務所の長に対して行った申請とみなす。

附 則

この改正は、令和8年6月12日から施行する。

(別表(第7関係))

区分	提出先
農業に関する申請書等	農林水産事務所農業普及振興室
林業に関する申請書等	農林水産事務所林業振興課
漁業に関する申請書等	農林水産事務所水産事務所水産普及課

別記様式1号(第2関係)

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

--

注 環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2 に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者(代表者)
氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： 業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
申請者
氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： 業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
関連措置実施者(法第19条第3項に規定する措置を含める場合)
氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： 業種： <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 資材製造業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品流通業 <input type="checkbox"/> その他()

注1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 申請者が農林漁業者の組織する団体の場合は、別表により申請者一覧表を添付すること。

4 「業種」には、該当するものにチェック(レ)を付けること。「その他」の場合には、事業内容を()内に記載すること

5 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。

2 農業にあつては、環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- a 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- b 温室効果ガスの排出の量の削減
- c 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- d 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- e 餌料の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- f 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- g 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- h 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間： 年 月 ~ 年 月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容(導入する生産方式)	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の施用減少)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用減少)	(現状)
		(目標)
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
		(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。

3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容(施用時期、施用方法、C/N比等)を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量(t/10a等)、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量(/10a又はkg/10a等)を記入すること。

5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容(導入する生産方式)	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 「類型」には3(2)で選択した類型のアルファベットを記載すること。
 3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名:	現状 (年 月期)	目標 (年 月期)
ア: 経営規模		
イ: 売上高		
ウ: 経営費(生産コスト)		
エ: 所得(イ-ウ)		

- 注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 3 「ア: 経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
 4 「エ: 所得」には、農林漁業の所得(法人その他の団体にあつては営業利益)の現状値及び目標値について記載すること。
 5 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
 6 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。
 7 「農業改良資金」の特例措置を活用する場合は、本表に代えて別表4を用いること。

(7) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

注 本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

【その他記入欄】

--

注 該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

（添付書類）

関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

個人情報の取扱いに同意する場合

別紙（環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

注 添付がある場合はチェック（レ）を付け、関連措置実施者ごとに書類を添付すること。

(別紙)

環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

青森県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、青森県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する施策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供する場合があります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

別記様式1号(第2関係)【特定環境負荷低減事業活動実施計画の場合】

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称及び特定区域

--

注 特定環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2 に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者(代表者)
氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： 業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
申請者
氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： 業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
関連措置実施者(法第21条第3項に規定する措置を含める場合)
氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： 業種： <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 資材製造業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品流通業 <input type="checkbox"/> その他()

注1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「業種」には、該当するものにチェック(レ)を付けること。なお、「その他」の場合には、事業内容を()内に記載すること。

4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

3 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

--

- 注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあつては、特定環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2) 特定環境負荷低減事業活動の類型

<input type="checkbox"/>	A 有機農業の生産活動
<input type="checkbox"/>	B 廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
<input type="checkbox"/>	C 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
<input type="checkbox"/>	a 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
<input type="checkbox"/>	b 温室効果ガスの排出の量の削減
<input type="checkbox"/>	c 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
<input type="checkbox"/>	d 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
<input type="checkbox"/>	e 餌料等の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
<input type="checkbox"/>	f 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
<input type="checkbox"/>	g 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
<input type="checkbox"/>	h 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

- 注1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。
- 2 Cの場合、当該取組がa～hのうちどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

(3) 特定環境負荷低減事業活動の推進方向

--

- 注1 特定環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 生産又は流通・販売の方式の共通化、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所に下線を付すこと。
- 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間： 年 月 ~ 年 月 (目標年度)

注 5年間を目途に定めること。

(5) 特定環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容 (導入する生産方式)	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の施用減少)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用減少)	(現状)
		(目標)
	特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
		(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。

3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容(施用時期、施用方法、C/N比等)を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量(t/10a等)、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量(/10a又はkg/10a等)を記入すること。

5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容(導入する生産方式)	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 「類型」には3(2)で選択した類型のアルファベットを記載すること。
 3 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名:	現状 (年 月期)	目標 (年 月期)
ア: 経営規模		
イ: 売上高		
ウ: 経営費(生産コスト)		
エ: 所得(イ-ウ)		

- 注1 特定環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 3 「ア: 経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
 4 「エ: 所得」には、農林漁業の所得(法人その他の団体にあつては営業利益)の現状値及び目標値について記載すること。
 5 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
 6 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。
 7 「農業改良資金」の特例措置を活用する場合は、本表に代えて別表4を用いること。

(7) 特定環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 特定環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。
 3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

注 本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

【その他記入欄】

--

注 該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

（添付書類）

申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面

関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

関連措置実施者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

個人情報の取扱いに同意する場合

別紙（特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

注 添付がある場合はチェック（レ）を付け、申請者、関連措置実施者ごとに書類を添付すること。

(別紙)

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

青森県は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、青森県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する施策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供する場合があります。

このほか、特定環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、特定環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

(別表2)

(特定)環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
3 設備等の導入を行う者(関連措置実施者を含む。)ごとに作成すること。

導入時期	番号	設備等の種類・名称/型式	一体的な設備等	単価(千円)	数量	金額(千円)	特例措置
年度	月						
	月						
						小計	
年度	月						
	月						
						小計	
年度	月						
	月						
						小計	
						合計	

- 注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。
2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。
4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。
5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号(ア~カ)を記載すること。
ア：農業改良資金
イ：林業・木材産業改善資金
ウ：沿岸漁業改善資金
エ：畜産経営環境調和推進資金
オ：食品等持続的供給促進資金
カ：みどり投資促進税制
6 施設を整備する場合には、必要事項を別表3に記載の上、これを添付すること。
7 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査(以下「安全性検査」という。)の対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン(自脱型)又は乾燥機(穀物用循環型)のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることが分かる書類を添付すること。

(別表3)

(特定)環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 3 施設を整備する者(関連措置実施者を含む。)ごとに作成すること。

1 (特定)環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				農地法の特例	
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目			面積
						登記簿	現況		

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「番号」は、別表2の番号と対応するように記載すること。
- 3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
- 4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
(以下は、特定環境負荷低減事業実施活動計画を申請する場合に限る。)
- 5 農地法の特例措置を必要とする場合には、「農地法の特例」欄に 印を記載するとともに、別表7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 6 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合には、「施設の用に供する土地」の「所在」に、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

2 (特定)環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日 ~ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表2の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

注 上記書類を添付すること。

(別表4)

農業改良措置に関する事項
(法第23条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名:

- 注1 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

- 注1 当該措置の内容が該当する区分にチェック(レ)を付けること。
2 別記様式1号に記載した(特定)環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。
3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。なお、新たな農業部門の開始とは、新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分に進出する場合であり、加工・流通部門の開始は含まない。
4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。なお、新たな生産方式には、加工・流通部門の取組は含まない。

3 経営の持続性の確保に関する事項

- 注1 (特定)環境負荷低減事業実施活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
2 各金融機関の所定様式等を使用しても差し支えない。

(1) 経営規模

	現状(年 月期)	目標(年 月期)
品目		
生産規模(単位:)		
生産量(単位:)		
収入金額(単位:)		
労働力		
家族従事者	人	人
従業員数	人	人

注 品目が複数ある場合には、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(2) 収支計画

	現状(年 月期)	目標(年 月期)
ア：農業粗収益(売上高)		
イ：農業経営費 (売上原価+販売管理費)		
ウ：農業所得(営業利益) (ア-イ)		
エ：農業総所得(経常利益)		

注1 ウの「農業所得」には、農林漁業の所得(法人その他の団体にあつては営業利益)の現状値及び目標値を記載すること。

2 エの「農業総所得」には、ウの「農業所得」に農外所得を加えた金額(法人その他の団体にあつては経常利益)の現状値及び目標値を記載すること。

3 特別の事情があるときは、現状値は直近の前期の実績を記入しても差し支えない。

(3) 資金計画

番号	借入金		補助金	自己資金	計
	農業改良資金	その他			

(借入金の内訳)

番号	借入先	資金名	借入時期 (予定)	金額 (単位：)	償還期間(予定) (うち据置期間)
			年 月		年(年)
			年 月		年(年)
			年 月		年(年)
			年 月		年(年)

注1 実施計画の「4 (特定)環境負荷低減事業実施活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

2 番号は、別表2の番号と対応するよう記載すること。

3 同一番号の使途・用途に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一番号を記載した上でそれぞれ記載すること。

4 「補助金」について、国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む。地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業は除く。)は農業改良資金の貸付対象とはならない。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名:

注1 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(2) 生年月日(法人の場合は法人の設立年月日)

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1 酪農 2 肉用牛 3 養豚 4 採卵鶏 5 プロイラー 6 その他()			
経営規模	区	分	現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要(現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 別記様式 1 号に記載した(特定)環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現状	目標(年度)
家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他() の合計		
堆肥製造量		
うち(特定)環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
堆肥販売量		
うち(特定)環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注1 「家畜から排出される排せつ物の量」と「の合計」が同じ値となること。

2 「うち(特定)環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別記様式1号に記載した(特定)環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設の整備の概要

【講ずる措置の種類】

家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの

家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの

その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの(上記以外)

注 いずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)~(4)に記載すること。

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現状	目標(年度)			
施設・ 機械の 種類				別表2 に記載	別表2 に記載	
	合計					

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設名	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料(千円) 利用期間(年~年)	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名(現物出資の場合のみ)	出資額又は現物取得に 必要な事業費(千円)
現物出資・現金出資		

参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別記様式1号(特定)環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 5 - 2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称：

代表者の氏名：

注 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量 (うち (特定) 環境負荷低減事業活動に係る製造量) 及び販売量 (うち (特定) 環境負荷低減事業活動に係る販売量)、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現状	目標 (年度)

注 別記様式 1 号に記載した (特定) 環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現状	目標(年度)
家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算 牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他()	頭・羽	頭・羽
堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち(特定)環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量	t / 年	t / 年
堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち(特定)環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量	t / 年	t / 年

注1 「目標年度」は、計画作成年度からおおむね5年後とする。

2 「うち(特定)環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別記様式1号に記載した(特定)環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設(共同利用施設)整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
	現状	目標(年度)			
施設・ 機械の 種類			別表2 に記載	別表2 に記載	
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度からおおむね5年後とする。

4 資金の調達方法

別記様式1号(特定)環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表6)

流通合理化事業活動に関する事項
(法第27条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名:

- 注1 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

2 流通合理化事業活動の目標

目標 (特定)環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該流通合理化事業活動の目標を定性的に記載。 記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値(指標)については、下段に記載。				
目標値	単位	現状	計画終了時の目標	変化率(%) (-)/ ×100)

- 注1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。
2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、一つ以上の目標値を設定すること。
例) 流通合理化事業活動: 付加価値額、労働生産性、流通コスト等

3 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

(1) 流通合理化事業活動の内容

別記様式1号(特定)環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(3)に記載すること。

(2) 流通合理化事業活動の実施時期

別記様式1号(特定)環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(4)と異なる場合は記載すること。

実施時期: 年度 ~ 年度(目標年度)

注 流通合理化事業活動の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 流通合理化事業活動を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

事業所又は卸売市場の名称:

所在地:

事業開始(開設)年月日:

事業内容:

4 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
別記様式1号(特定)環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

5 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該流通合理化事業活動が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。
2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類)を添付すること。

6 借入れする資金

借入れする資金の内容	該当するものに 印を記載	添付する別表
食品産業・農林漁業連携型事業		別表6-1
食品産業生産性向上型事業		別表6-2
卸売市場機能高度化型施設		別表6-3

注 借入れを予定する資金の内容に応じ、「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

(別表 6 - 1)

食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者	
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地

品目	取扱量 (kg、%)			取扱額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

- 注 1 (特定)環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。
- 2 農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後 1 年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。
- 3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(別表 6 - 2)

食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標及び生産性向上に関する目標について記載すること。

1 地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	生産地名

品目	取扱量 (kg、%)			取扱額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注 (特定)環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 生産性向上の目標

目標
目標設定の理由

注 計画期間終了後 1 年が経過するまでの間は、地域の農林水産物の取扱状況が分かる契約書、伝票等を手元に控えておくこと。

(別表 6 - 3)

食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載			別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載			別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

(別表7 - 1) 【特定環境負荷低減事業活動実施計画の場合】

(別表3)の施設の番号：

農地法第4条第1項の特例措置の申請(法第28条第1項関係)

- 注1 農地法の特例措置(農地を農地以外のものにする場合)を必要とする場合に記載すること。
 2 別表3に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏名		住所		
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名
	計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ²)				
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項					

- 注1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
 4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面(その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。)
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面(別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

(別表7 - 2) 【特定環境負荷低減事業活動実施計画の場合】

(別表3) の施設の番号:

農地法第5条第1項の特例措置の申請(法第28条第2項関係)

注1 農地法の特例措置(農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合)を必要とする場合に記載すること。

2 別表3に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名 及び住所	当事者の別	氏名	住所	職業	
	譲受人				
	譲渡人				
2 施設の種類の					
3 土地の所有者の 氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	
				権利者の氏名	
4 権利を設定し、又 は移転しようとする 契約の内容	権利の種類	権利の設定 ・移転の別	権利の設定 ・移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高	
	計	筆	m ² (田	m ² 、畑	m ²)
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小計				
	工作物				
	小計				
計					
7 転用することによ って生ずる付近の 農地又は採草放牧 地、作物等の被害 の防除施設の概要					
8 その他参考とな るべき事項					

- 注 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を記載すること。
 4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 5 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。
 6 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
 7 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面(その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。)
 (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
 (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
 (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面(別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。)
 (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
 (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
 (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表7-2の1の欄(当事者の氏名及び住所)

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(表2) 別表7-2の3及び5の欄(土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等)

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地		m ²)

- 注1 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。
 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(別表8) 【特定環境負荷低減事業活動実施計画の場合】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請

(法第30条関係)

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の 補助金等の名称

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者及び関連措置実施者の氏名を記載すること。氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

別記様式2号(第3関係)

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者

住所

氏名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、別添の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載し、かつ、別紙に構成員全員について記載し添付すること。
- 3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(提出する書面の目録) 注:提出する書類にチェック(レ)を付けること。

- (別記様式1号)環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別表1)特例措置の活用に関する事項
- (別表2)(特定)環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表3)(特定)環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表4)農業改良措置に関する内容
- (別表5-1)家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表5-2)家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表6)流通合理化事業活動に関する事項
- (別表6-1)食品等持続的供給促進資金(食品産業・農林漁業連携型事業)
- (別表6-2)食品等持続的供給促進資金(食品産業生産性向上型事業)
- (別表6-3)食品等持続的供給促進資金(卸売市場機能高度化型施設)
- (別添)各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- (別添)各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式2号（第3関係）【特定環境負荷低減事業活動実施計画の場合】

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者

住所

氏名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第1項の規定に基づき、別添の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載し、かつ、別紙に構成員全員について記載し添付すること。
- 3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- （別記様式1号）特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- （別表1）特例措置の活用に関する事項
- （別表2）（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- （別表3）（特定）環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- （別表4）農業改良措置に関する内容
- （別表5-1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- （別表5-2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- （別表6）流通合理化事業活動に関する事項
- （別表6-1）食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）
- （別表6-2）食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）
- （別表6-3）食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）
- （別表7-1）農地法第4条第1項の特例措置の申請
- （別表7-2）農地法第5条第1項の特例措置の申請
- （別表8）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請
- （別添）各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
（別添）各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式3号(第3関係)

番 号
年 月 日

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

殿

農林水産事務所長

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 5 項の規定に基づき、認定をします。

認 定 番 号 :

実 施 期 間 : 年 月 ~ 年 月

事業活動の種類 :

品 目 :

実施期間については、同法第 20 条第 2 項による変更の届出がなされた場合は、その期間とする。

特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

殿

農林水産事務所長

年 月 日付けで申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第21条第6項の規定に基づく農林水産大臣、市町村長の同意を得た上で、同条第1項の規定に基づき、認定をします。

認定番号：

実施期間： 年 月 ~ 年 月

事業活動の種類：

品 目：

実施期間については、同法第20条第2項による変更の届出がなされた場合は、その期間とする。

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第21条第4項第1号口に規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、法第28条第1項の規定により、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可があったものとみなされます。（1）

記

1 農地を転用する者の住所等

氏名	住所

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 1 号口に規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、法第 28 条第 2 項の規定により、農地法第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされます。(

2)

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 2 号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、法第 30 条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなされます。(3)

記

補助金等交付財産を活用する者の氏名	補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称	補助金等の名称

(備考)

- 1 下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して、法第 21 条第 6 項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。
- 2 1 二重下線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、2 波線部分は、同法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 3 3 破線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の承認を受けなければならない場合に記載する。
- 4 記については、農地を転用する者、譲受人又は補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 5 別添として、本通知に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付する。

別記様式4号(第3関係)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農林水産事務所長

(特定)環境負荷低減事業活動実施計画の認定について

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項(第21条第5項)の規定に基づき、下記のとおり認定したので、青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領第3第3項に基づき通知します。

記

氏名	認定年月日	認定番号

番 号
年 月 日

殿

農林水産事務所長

(特定)環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった(特定)環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

(認定をしない理由)

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式6号(第4関係)

(特定)環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者

住所

氏名

年 月 日付け第 号で認定を受けた(特定)環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第1項(第22条第1項)の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更後	変更前

2 変更理由

3 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)

- 1 「申請者」には、(特定)環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 4 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 5 変更後の(特定)環境負荷低減事業活動実施計画のほか、(特定)変更前の環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面(別記様式7号)を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式7号(第4関係)

変更前の(特定)環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者

住所

氏名

年 月 日付け第 号で認定を受けた(特定)環境負荷低減事業活動実施計画について、年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の(特定)環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容(導入する生産方式)	資材の使用量等	実施状況
	(内容)	(現状)	
		(目標)	
	(特定)環境負荷低減事業活動の取組面積等	(現状)	
		(目標)	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価A：計画どおり実施できた B：おおむね計画どおり実施できた

C：ほとんど実施していない(Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。)

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況及び特例措置の活用実績

申請者等の氏名又は名称：				
番号	設備等の種類・名称/型式	導入状況	税込金額 (単位：千円)	特例措置の 活用実績
		導入前 導入済 (年 月 日)		
		導入前 導入済 (年 月 日)		
		導入前 導入済 (年 月 日)		
		導入前 導入済 (年 月 日)		

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 3 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
- 4 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 5 「番号」には、実施計画(別記様式1号)の別表2の番号と対応するよう記載すること。
- 6 「導入状況」には、「導入前」又は「導入済」のいずれか該当するものにチェック(レ)をつけ、導入済みの場合は、導入した年月日を記載すること。
- 7 「特例措置の活用実績」には、当該設備等の導入に当たって活用した特例措置(資金にあっては貸付けの決定が行われたもの、税制にあっては、確定申告が行われたもの)等に
応じて下記の記号を記載すること。
- ア：農業改良資金
 - イ：林業・木材産業改善資金
 - ウ：沿岸漁業改善資金
 - エ：畜産経営環境調和推進資金
 - オ：食品等持続的供給促進資金
 - カ：みどり投資促進税制
 - キ：その他(国庫補助事業等)

別記様式8号(第4関係)

(特定)環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者

住所

氏名

年 月 日付け第 号で認定を受けた(特定)環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第2項(第22条第2項)の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

(備考)

- 1 「申請者」には、(特定)環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

番 号
年 月 日

殿

農林水産事務所長

(特定)環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第3項(第22条第3項)の規定に基づき、年月日付け第号により認定した(特定)環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

(認定を取り消す理由)

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式 10 号 (第 5 関係)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農林水産事務所長

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消しについて

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 20 条第 3 項 (第 22 条第 3 項) の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消したので、青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領第 5 第 2 項に基づき通知します。

記

氏名	認定年月日	取消理由	取消年月日

別記様式 11 号（第 6 関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者

住所

氏名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり 年度（令和 年 4 月から 3 月まで）の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況
	(内容)	(実績)	
		(目標)	
	(特定)環境負荷低減事業活動の取組面積等	(実績)	
		(目標)	

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、A から C のいずれかを記載すること。

評価 A：計画どおり実施できた B：おおむね計画どおり実施できた

C：ほとんど実施していない（C の場合は理由と今後の取組を記載すること。）

3 申請者が農林漁業者の組織する団体の場合は、別紙の申請者一覧表によること。

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況及び特例措置の活用実績

申請者等の氏名又は名称：				
番号	設備等の種類・名称/型式	導入状況	税込金額 (単位：千円)	特例措置の 活用実績
		導入前 導入済 (年 月 日)		
		導入前 導入済 (年 月 日)		
		導入前 導入済 (年 月 日)		
		導入前 導入済 (年 月 日)		

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
- 3 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
- 4 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 5 「番号」には、実施計画(別記様式1号)の別表2の番号と対応するよう記載すること。
- 6 「導入状況」には、「導入前」又は「導入済」のいずれか該当するものにチェック(レ)をつけ、導入済みの場合は、導入した年月日を記載すること。
- 7 「特例措置の活用実績」には、当該設備等の導入に当たって活用した特例措置(資金にあっては貸付けの決定が行われたもの、税制にあっては、確定申告が行われたもの)等に応じて下記の記号を記載すること。
- ア：農業改良資金
 - イ：林業・木材産業改善資金
 - ウ：沿岸漁業改善資金
 - エ：畜産経営環境調和推進資金
 - オ：食品等持続的供給促進資金
 - カ：みどり投資促進税制
 - キ：その他(国庫補助事業等)

別記様式11号(別紙)

(団体名) 申請者一覧

1	氏名 (1は代表者)	住所	連絡先 (電話)	事業活動の実施状況			事業活動の実施状況			事業活動の実施状況			取組面積の実施状況		調達した資金の額及びその調達方法			活用した特例措置			
				取組内容	使用資材等		取組内容	使用資材等		取組内容	使用資材等		現状	目標	使途・用途	調達方法	金額 (千円)	税制	融資	補助金	その他
					現状	目標		現状	目標		現状	目標									
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					

注、氏名、住所、連絡先は、別記様式2号(別紙)と同じ並びとする。